



## 朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

### 今月のNEWS(全般)

- NEWS1. 国民年金納付可能期間が延長に
- NEWS2. 書籍の紹介
- NEWS3. 最近の税制改正の動向

#### NEWS1. (年金保険料納付延長)

何らかの事情で、未払いの国民年金保険料がある場合、従来より過去2年分までは遡って保険料を納付できるようになっています。これが、平成24年10月1日から、平成27年9月30日までの3年間に限り、過去10年分まで遡って納付(後納)することができるようになります。

自営業の方などが加入する国民年金の老齢基礎年金を受給するには、最低25年の保険料納付期間が必要になります。そのため、従来保険料納付期間が25年に満たないため、老齢基礎年金を受給できなかった場合でも10年分遡って納付することで、老齢基礎年金受給の道が開けます。

この後納制度により、25年の保険料納付済み期間を満たせば、無年金だった方が年金を受け取れるようになったり、納付済み期間が短くて年金が少ない方の年金額が増加する効果が期待できます。

2010年度末の未納放置者は321万人で、過去に遡ると対象者はさらに増えると見込まれます。厚労省は、年金が増える方や、無年金でなくなる方が、65歳未満で最大1710万人と推計しています。

一方、保険料の支払いが困難で、申請による免除や納付猶予の制度を利用している人は、現時点でも10年前までの保険料を後納できます。猶予の対象は、年間所得118万円以下の学生や、30歳未満の若年者。免除の対象者は、家族構成等によって決められた年間所得以下の方が対象です。

未払い分の後納制度は、過去3年を超える部分の期間の保険料を後納する際には、保険料に加算金額を納付する必要があります。また、後納制度の利用には事前の申し込みが必要になります。

未納期間のある方は、お近くの年金事務所にお問い合わせ頂き、3年間限定のこの制度を有効に活用してください。

#### NEWS2. (書籍の紹介)

出張の帰りに、大雪のため一昼夜空港のロビーに足止めされた「私」。そこで出会ったある老人に、つい仕事で鬱積(うっせき)した感情をぶつけてしまう。老人は実は、企業トップがアドバイスをほしがるとの高名な実業家。その含蓄ある言葉に「私」はしだいに仕事観を揺さぶられていく。

本書は、将来への希望もなく日々仕事に追われる主人公が、老人のアドバイスに自己変革のアイデアを見いだしていく物語である。それは、唐突に繰り出される老人の言葉とそれを問いただす「私」の会話で展開していく。たとえば老人は「目標を立てるな」という。「私」は、目標がなければ進歩の度合いが測れず、軌道修正もできないと反論する。しかし老人は、斬新なアイデアや商品がなぜ誕生したかを説き明かし、それらが目前の課題に集中した結果であることを指摘。また、世の中は自分が目標を達成するまで待つてはくれないとも言う。そして「遊び感覚でいろいろやって、成り行きを見守る」「明日は今日と違う自分になる、だよ」などのアドバイスをおくる。(Amazon.co.jp商品説明より)

THE  
MAX STRATEGY  
仕事は楽しいかね？  
デイル ドーテン著



「試してみることに失敗はない・・・」「昨日と違う自分になる・・・」10年ほど前に購入した本が急に読みたくなりました。最近、仕事が楽しくないのでしょうか？

**情報会員募集中** 会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。  
お申し込み・ご質問等は、[info@asahitax.or.jp](mailto:info@asahitax.or.jp) または下記までお問合せ下さい。  
※お問合せ先:朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052-571-5480  
西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850

## NEWS3. (税務)

## Question

最近の税制改正の動向を教えてください。

## Answer

平成24年6月26日、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律案」が衆議院にて可決されました。

この法案が成立すると、消費税の税率は、2014年4月から8%、2015年10月からは10%に引き上げられます。



## 【解説】

消費税については、上記の通りであります。所得稅、相続稅の動向は下記を参照ください。

## 【所得稅、相続稅等の動向】

平成23年度から積み残され、平成24年3月30日に国会に提出された消費増稅關連法案に掲げられていた、所得稅の最高稅率の引上げや、相続稅の基礎控除の引き下げなどについては、上記の法律案からは、削除されました。

これらの項目について、国会の審議では現状、相続稅の基礎控除を一気に6割に引き下げるのはどうかといった指摘や、もっと抜本的に強化すべきではないかとの指摘がなされており、今後検討を加え、必要な措置を講ずることとされました。

## 【贈與稅の確定申告の状況】

上記の様に、相続稅の改正は今回も先送りとなったものの、5月末に公表された、平成23年分の贈與稅の確定申告の状況は以下の様になっており、以前から増稅が想定されていた相続稅への対策として、曆年課稅による生前贈與や、住宅取得等資金の非課稅の適用をした人数が増加しています。

	(単位：千人)		
	22年分	23年分	増加人数
曆年課稅を適用した申告人員	345	379	34
住宅取得等資金の非課稅を適用した申告人員	71	73	2

(平成24年5月国税庁)

相続稅対策としては、曆年課稅の適用の様に毎年一定額の非課稅枠があるもの、住宅取得等資金の非課稅の特例の様に、一定の要件の基、年度によって非課稅枠の金額が異なるものがあります。

効果的な対策を講じるためには、長期的な視点から、お早めに専門家へご相談頂くことが重要です。

稅については、専門用語が多いためわかりにくいというお声をよく耳にします。弊事務所ではお客様に分かりやすい説明ができるスタッフが揃っておりますのでお気軽にお問合わせください。

それぞれの稅ごとに経験豊富な選任の税理士が担当しておりますので、皆様のお役にたてることと存じます。

## 【用語】 「住宅取得等資金の非課稅制度」

今回公表対象となった住宅取得等資金の非課稅制度とは、平成22年1月1日から平成23年12月31日までの間に、父母や祖父母など直系尊属から、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の対価に充てるための金銭（「住宅取得等資金」といいます。）の贈與を受けた場合において、一定の要件を満たすときは、原則として、平成22年中の贈與であれば住宅取得等資金のうち1,500万円までの金額、平成23年中の贈與であれば1,000万円までの金額について贈與稅が非課稅となる制度です。

当該制度は、平成24年度の税制改正により、平成26年12月31日まで適用期間の延長と制度拡充が行われております。詳細は『「住宅取得等資金の贈與稅の非課稅」のあらまし』をご参照下さい。

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052-571-5480  
西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850